

## 令和3年度 所定疾患施設療養費の算定状況

介護老人保健施設 リバーヒル長井

厚生労働省の規程に基づき、所定疾患療養費の算定状況について公表します。

### 所定疾患施設療養費加算(Ⅰ)

#### 4月

疾患	件数	治療日数	投薬・処置内容	検査内容
なし				

#### 5月

疾患	件数	治療日数	投薬・処置内容	検査内容
蜂窩織炎	1人	6日間	軟膏	

#### 6月

疾患	件数	治療日数	投薬・処置内容	検査内容
蜂窩織炎	1人	2日間	点滴、抗生物質、酸素投与	酸素飽和度監視
蜂窩織炎	1人	7日間	点滴、抗生物質	血液検査
肺炎	1人	7日間	点滴、抗生物質	血液検査、痰培養、酸素飽和度監視

#### 7月

疾患	件数	治療日数	投薬・処置内容	検査内容
尿路感染症	1人	7日間	抗生物質	尿検査、血液検査

#### 8月

疾患	件数	治療日数	投薬・処置内容	検査内容
蜂窩織炎	1人	7日間	抗生物質	酸素飽和度監視
肺炎	1人	7日間	カルボシステイン、抗生物質、ネブライザー	血液検査、酸素飽和度監視
肺炎	1人	7日間	抗生物質、吸引	血液検査、痰培養、酸素飽和度監視
尿路感染症	1人	7日間	抗生物質、酸素投与	尿検査、尿培養
尿路感染症	1人	7日間	点滴、抗生物質、酸素投与	尿検査
尿路感染症	1人	7日間	抗生物質	尿培養

### 所定疾患施設療養費加算(Ⅱ)

※9月より、こちらの算定となる。

#### 9月

疾患	件数	治療日数	投薬・処置内容	検査内容
带状疱疹	1人	10日間	抗ウイルス剤	
肺炎	1人	10日間	点滴、抗生物質、ネブライザー、酸素投与、吸引	尿検査、痰培養、酸素飽和度監視
肺炎	1人	3日間	点滴、抗生物質、ネブライザー、吸引	痰培養
蜂窩織炎	1人	8日間	点滴、抗生物質	血液検査
尿路感染症	1人	8日間	抗生物質	血液検査
蜂窩織炎	1人	3日間	点滴、抗生物質、ネブライザー	痰培養
肺炎	1人	5日間	抗生物質	血液検査、酸素飽和度監視

## 10月

疾患	件数	治療日数	投薬・処置内容	検査内容
尿路感染症	1人	3日間	抗生物質	血液検査、酸素飽和度監視
尿路感染症	1人	5日間	点滴、抗生物質	酸素飽和度監視、尿培養
肺炎	1人	6日間	セキナリンテープ、点滴、抗生物質、ネブライザー、吸引	血液検査、痰培養、酸素飽和度監視
尿路感染症	1人	10日間	点滴、抗生物質	尿検査
尿路感染症	2人	4日間	抗生物質	尿培養、酸素飽和度監視
尿路感染症	1人	10日間	点滴、抗生物質	尿培養、酸素飽和度監視
尿路感染症	1人	6日間	点滴、抗生物質	血液検査

## 11月

疾患	件数	治療日数	投薬・処置内容	検査内容
尿路感染症	1人	7日間	抗生物質	尿検査、酸素飽和度監視
尿路感染症	1人	4日間	抗生物質	尿検査
肺炎	1人	4日間	点滴、抗生物質	血液検査
尿路感染症	1人	10日間	点滴、抗生物質、酸素投与	血液検査、酸素飽和度監視
尿路感染症	1人	10日間	点滴、抗生物質	尿検査
尿路感染症	1人	10日間	点滴、抗生物質	血液検査、酸素飽和度監視、尿培養

## 12月

疾患	件数	治療日数	投薬・処置内容	検査内容
なし				

## 令和4年1月

疾患	件数	治療日数	投薬内容	検査内容
蜂窩織炎	1人	10日間	抗生物質	血液検査
帯状疱疹	1人	10日間	抗ウイルス剤	
肺炎	1人	8日間	点滴、抗生物質	血液検査、酸素飽和度監視
帯状疱疹	1人	7日間	抗ウイルス剤	

## 令和4年2月

疾患	件数	治療日数	投薬内容	検査内容
肺炎	1人	8日間	点滴、抗生物質、酸素投与、吸引	

## 令和4年3月

疾患	件数	治療日数	投薬内容	検査内容
肺炎	1	6	抗生物質	血液検査、酸素飽和度
蜂窩織炎	1	9	抗生物質	
帯状疱疹	1	7	抗ウイルス剤	

- ①所定疾患施設療養費は、肺炎等による治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定。  
（Ⅰ）は1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を7回算定することはみとめられないものであること。  
（Ⅱ）は1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を10回算定することはみとめられないものであること。加えて、医師が感染症対策に関する研修を受講していること。
- ②所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
- イ 肺炎
  - ロ 尿路感染症
  - ハ 帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
  - ニ 蜂窩織炎
- ④算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑤請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。